

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案 12 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 4 号、横手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「こども誰でも通園制度は、子を預ける親の就労要件を問わないため、育児に対する不安感の解消につながるのではないかと期待しているが、保育士が不足している現状で、事業者はそこをどのようにクリアして事業を行おうとしているのか」との質疑に対し、当局より、「現場では保育士が少ない状況はあるが、申請中の事業者は、本園の施設定員に空きがある部分を活用する余裕活用型により、人員に無理のない範囲でスモールスタートしていくところが多いようである。また、既に示された報酬単価を加味した上での申請となっていることから、各事業者は経営的な観点も含め、事業実施の判断をしているものと考えている」との答弁がありました。

また、「本当に困っている方にもこの制度の情報がしっかり届いてほしいと思うが、どのように周知していくのか」との質疑に対し、当局より、「まずは、認可を受けた事業者と一緒に制度の PR を進めていくが、ホームページ等での周知に加え、出生届を受理した際の配付資料にも組み入れたい。また、各種健診時に子育て支援サービスの PR を行っているが、この制度についても周知する機会を設けたいと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 6 号、横手市印鑑条例の一部を改正する条例については、「マイナンバーカード提示による印鑑登録証明書発行手続きの簡略化」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号、横手市児童館設置条例の一部を改正する条例については、「高齢化が進む中での町内会との関わり」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 13 号、横手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 14 号、横手市介護保険条例の一部を改正する条例については、「東部地域包括支援センター移転後の他部署との連携」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 20 号、横手市母子生活支援施設設置条例を廃止する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「利用者がいなくなったため廃止するとのことだが、今後、利用したい方が出てきた場合に、近郊で利用できる施設はあるのか」との質疑に対し、当局より、「サンハイムの廃止により、県南にはなくなるが、県内には秋田市、能代市、大館市等のエリアに同様の施設がある」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 21 号、横手市障害者支援施設設置条例を廃止する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 28 号、権利の放棄について（医療費法人負担金）から議案第 32 号、権利の放棄について（医療費個人負担金）までの 5 件につい

ては、一括議題にして審査いたしました。

議案5件については、「生活困窮者への他部署との連携による支援」についての質疑がありました。

議案5件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において、産業建設常任委員会に付託になりました議案6件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第10号、横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぷる」設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「今回の条例については、指定管理をできるようにすることと料金の値上げがセットになっている。この条例改正案が可決となれば、指定管理者が料金を自由に設定できることになり、意見が反映されなくなってしまうのではないか」との質疑に対し、当局より、「あくまでも料金の上限ということであり、いずれ、指定管理者となるべき事業者と協議を進め、範囲内で料金を定めることとなる。昨今の物価高騰などによる条件等もあるが、市としても財政負担を軽減したいと考えているため、現在の設定料金に近い形で提案をしていただくよう協議を進めていきたいと考えている」との答弁がありました。

また、「附則にある準備行為はどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「今回の条例が認められれば、今後議会に指定管理者の指定議案を提案することになるが、それまでに優先交渉事業者と協議を行うというものである」との答弁がありました。

また、「一番に気になるのは優先交渉事業者である。かつて議会側から指定管理を受ける事業者がいるかどうか分からないという声があったとのことだが、それはいつか」との質疑に対し、当局より、「令和4年6月と令和5年1月の産業建設常任委員会協議会において、引き受け事業者の有無に関する意見をいただいたことから、本来の指定管理の手続きとは順番を逆にして公募をしたところである」との答弁がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

再開後の審査では、当局より、「公募から時間がたち、優先交渉事業者以外にやっていただけの事業者がいるのではないかという点について懸念されていると思う。その点について、サウンディング調査を実施し希望者を募りたいと考えている。ただし、優先交渉事業者については、募

集要項上、指定管理者の指定議案が認められない場合に権利を失うと定めていることから、あくまでも優先交渉事業者と新たに希望した事業者を選定委員会において厳正に選定することとしている」との説明がありました。

また、「調査は市内企業を対象とするものか」との質疑に対し、当局より、「市内企業もと考えているが、協議した上で議会に示し調査を行いたいと考えている」との答弁がありました。

また、「指定管理者が10月までに決定しなかった場合、料金の値上げはどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「その際は、改めて議会に提案させていただくことも含め考えている」との答弁がありました。

このほか、「時間別料金の把握方法」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、横手市大雄ふるさとセンター設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「入浴料が700円となるが、近隣自治体の公共温泉施設は500円程度で、利用する人は高いという印象を持つのではないか。また、指定管理者制度導入施設は上限料金という改正であるが、ゆとりおん大雄については固定料金であり、突出してしまうのではないか」との質疑に対し、当局より、「料金については、昨今の物価高騰の影響や市の財政負担を軽減するために提案しているものであり、ゆっぷる、さくら荘についても、700円程度に収まるのではないかと考えている。3カ月間の周知期間で地域や利用者の方に理解していただけるよう周知していきたい」との答弁がありました。

また、「1年間に限り営業するという説明が、当面の間ということに変わってきている。営業期間は1年ではなくなったということか」との質疑に対し、当局より、「令和8年度限りの営業ということで説明してきたが、議会の強い意志を尊重し、源泉の枯渇や修繕費の増大などがなければ当面の間営業を継続していく方向とした。ただし、ゆとりおん大雄を廃止する方向性に変わりはない」との答弁がありました。

また、「7月1日からの料金の改定となるが、ゆっぷる、さくら荘との料金比較をして検討しなければいけない案件であると思う。後で料金を

下げるなど弾力的には考えられないのか」との質疑に対し、当局より、「ゆっふる、さくら荘の料金が指定管理者制度導入により下がる可能性もある。その場合は、改めて条例改正も検討しなければいけないと考えている」との答弁がありました。

このほか、「料金改定により利用者が5%減少するという試算の根拠」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、横手市大森林業者等休養福祉施設設置条例等の一部を改正する等の条例については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第17号、横手市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、横手市中小企業経営安定基金条例を廃止する条例については、「一般財源を活用した支援」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情8第1号、「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書について、審査の経過を申し上げますと、当局に対する質疑では、「横手市の賃金水準の状況」についての質疑がありました。

意見では、「賃金の引き上げは必要ではあるが、地域の実態として時間額1,000円程度から直ちに1,500円にあげるということは実態とかけ離れすぎている。また、中小零細企業は価格転嫁もできず、会社経営として成り立たなくなり、経済の腰を折ることに直結してしまう恐れがあるのではないか」との意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 10 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 5 号、横手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 7 号、横手市増田まんが美術館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「使用者の方々から一定の理解を得たという説明があったが、本案は令和 6 年 12 月定例会で否決された経緯がある。前回からの改善点は何か」との質疑に対し、当局より、「使用団体と数回対話し、増田体育館の音響やステージ幕等に対して整備の希望があったほか、コンベンションホールに代わり増田体育館が使用可能となったことを周知するよう要望があった。整備は既に実施しており、条例可決後には周知を行いたいと考えている」との答弁がありました。

また、「今後の企画展開催についてはどうか」との質疑に対し、当局より、「コンベンションホールで開催する大型企画展は年 3 回程度の予定である。人気の企画展を誘致するには一、二年要する場合もあるが、継続的な誘致活動をしたいと考えている」との答弁がありました。

このほか、「コンベンションホールのどんちょうの活用」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 8 号、横手市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「条例改正は全国的なものか」との質疑に対し、当局より、「刑法改正以降、失職の特例についても各自治体において見直しが進められている。判決内容が公務の信頼に与える影響など個別に判断できるように、一律に失職するのではなく、裁量範囲を見直し、人事運用にも反映させる動

きが広がっている」との答弁がありました。

これについて委員より「失職の特例にあたるものは具体的に何か」との質疑があり、当局より、「故意または重大な過失があるかの判断となるが、交通事故、消防団活動や有害鳥獣対応等での過失などが想定される」との答弁がありました。

このほか、「飲酒運転に対する判断」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号、横手市一般職の職員の給与に関する条例及び横手市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「市の保育士は全員民間へ移籍するのか」との質疑に対し、当局より、「どうするかは職員の希望に基づいている。正職員は市職員として引き続き在籍する者もいるほか、会計年度任用職員は保育園を運営する法人に採用された者、退職する者もいる」との答弁がありました。

このほか、「人件費の取扱い」についての質疑がありました。本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、横手市立体育館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「現体育館の指定管理料が約2,000万円かかる。FM計画上では横手市立体育館がオープンすれば廃止であり、新たな負担がないように直営とするなどほかの方法は考えられないか」との質疑に対し、当局より、「直営の場合は現在の職員だけでは対応できず、新たな人員が必要となるほか、利用状況に応じた光熱水費等がかかるため、財政負担がないようにすることは難しい。指定管理者制度の運用において、営業日や営業時間の短縮などの工夫を凝らし経費を圧縮したいと考えている。可能な限り全体の見直しをしながら手当をしていきたい」との答弁がありました。

また、「令和7年12月議会において、大雄トレーニングセンターが廃止されているが、地元からの使用要望があったものの、耐震基準を満た

していないことが理由での廃止であり、本案との整合性をどう考えるか」との質疑に対し、当局より、「現体育館は、設備や内装に大きな不具合がないことが上げられる。また、震度5強まで耐えられる建物で、一定期間であれば、通常的安全対策を講じながら活用可能と考えており、継続使用の提案をするものである。なお、競技用体育館としては規格や設備の面からその役割を担うことは難しく、実際にそのような使用は少なくなっている」との答弁がありました。

また、「令和8年以降の使用について、いつまでも使用するつもりはないとのことだが、先が見えないような話では良くないと考える。また、本案の提案理由が市民の利用率が高いというだけでは非常に弱いと思うがどうか」との質疑があり、当局より、「現体育館の使用期間については明言できないが、長期間ではないと考えている。当初、並行稼働期間を数カ月設ける計画であったが、横手市立体育館の予約状況として、現体育館から移行する予約のほか、これまで当市で開催されていなかった大会等の予約、市内の別体育館からの移行予約など多数入っており、並行稼働期間を少々長めに取らないと活動場所が確保できなくなる状況にある。また、並行稼働期間には競技用体育館の位置づけである横手市立体育館とその他市内体育館の利用状況の変化を分析する期間としたいという意味合いもあるので、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

このほか、「FM計画の見直し」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号、横手市過疎地域持続的発展計画については、「これまでの計画との変更点」や「計画策定にかかる基礎資料」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号、辺地に係る総合整備計画の変更について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「辺地債は増田地域のみ適用になっているのか」との質疑に対し、当局より、「市内では、増田、雄物川、大森、山内

の各地域に該当地域があるが、現時点で辺地債を活用しているのは増田地域だけである。基本的に施設整備系の事業に使用しており、当該地域で事案があれば、辺地債の活用も今後検討できるものとする」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 24 号、工事請負契約の変更について（吉田小学校大規模改修工事（建築本体工事））については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 26 号、財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧山内学校給食センター）及び議案第 27 号、財産の無償貸付け及び減額貸付けについて（旧大雄学校給食センター及び旧大雄中学校食堂棟、配膳室、渡り廊下）の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件については、「更新時の公募」や「相手方の経営状況」についての質疑がありました。

議案 2 件について、いずれも討論はなく、起立採決の結果、いずれも起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。